

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、その
翌日
の翌日
に当る)

◇ 告 示 目 次

生活保護法による医療機関の指定
昭和四十三年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期
日等

健康保険法による保険医療機関等の指定
米飯提供業者の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
町営土地改良事業計画の認可
土地の立入り

◇ 正 誤
昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報登載の公安委員会
告示中訂正

告 示

鳥取県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十三年一月十日	星野医院	鳥取市田島字 大星向上の切 九〇の二	外科、整形外科、脳 神経外科、胃腸科、 皮膚泌尿科、小児科	星野信敏

鳥取県告示第六十一号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十三年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 入所期日 昭和四十三年四月上旬
- 二 募集人員 機能回復訓練生 七名
職業訓練生 十八名

鳥取県告示第六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	小谷薬品株式会社	所在地	鳥取市吉方町二丁目五二一	診療科名	外科、整形外科、小児科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、胃腸科	開設者氏名	小谷薬品株式会社 取締役社長 小谷大二	指定年月日	昭和四十二年一月二十四日	採用点	数表
星野 医院	湯所町 九〇〇の二	田島字 大星向上ノ切	内科、小児科、胃腸科	安田 稔	星野 信敏	十六日	乙表点				
ヤスダ内科医院	湯所町 二丁目四二〇の三										

鳥取県告示第六十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
米振第二二七号	昭四三、一、一	田中 清	ホテル食堂清八	米子市末広町二二の一	米子市末広町二一

鳥取県告示第六十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
米振第二二八号	昭四三、一、九	石賀常一	米子商業センター	米子市加茂町二丁目一六	米子市角盤一丁目四

鳥取県告示第六十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月三十日から施行する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

- 別表
- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡
 - 県 栃木県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県 富山
 - 県 神奈川県 愛媛県 高知県 山口県 滋賀県

鳥取県告示第六十六号

昭和四十二年七月二十四日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年一月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十二条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを行なうので、同法同条第二項ただし書の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 一 石 破 二 朗

一 事業の名称 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業

二 施行者 米子市

三 立入りの目的 下に掲げる事業の調査事務受託者 鳥取県

ため

四 立ち入ろうとする土地の区域 米子市明治町、万能町、日野町、久米

町、加茂町二丁目、東町、茶町、塩町及び末広町

五 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年二月五日から昭和四十三年三月

三十一日まで

正 誤

昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報掲載の公安委員会告示(昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

八 下 終わり 鳥取県公安委員会 鳥取県公安委員会

から六、 告示第三号 告示第四号

昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報掲載の公安委員会告示(昭和四十三年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

九 上 四 鳥取県公安委員会 鳥取県公安委員会

告示第四号 告示第五号

正